

「預託等取引に関する法律」の概要

預託等取引の規制を定めるとともに、**販売を伴う預託等取引（販売預託）を原則禁止**

【預託等取引：①又は②のいずれかの取引】

- ① 3か月以上の期間にわたり物品等の預託を受けること及び当該預託に関し財産上の利益の供与を約すること
- ② 物品等の預託を受けること及び3か月以上の期間の経過後に当該物品等の買取りを約すること

(※) 昭和61年に施行された特定商品等の預託等取引契約に関する法律が令和3年に改正されたもの（令和4年6月施行）

規制の対象

- **全ての物品**及び特定権利の預託等取引が対象
 - ・ 特定権利
 - － 一定の施設の利用に関する権利
 - － 物品の利用権、引渡請求権等

行為規制

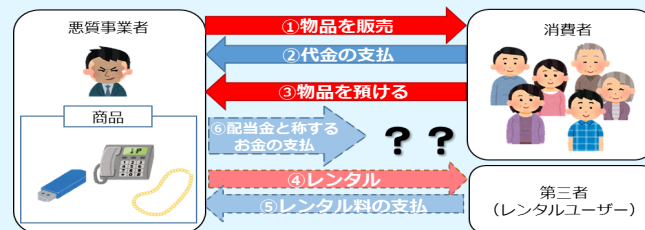
預託等取引業者は以下の規制を遵守する必要あり

- **書面の交付**
 - ・ 契約の締結前に契約の内容等を記載した書面を交付
 - ・ 契約の締結時及び更新時にも書面を交付
- **不当な勧誘等の禁止**
 - ・ 重要事項（供与される財産上の利益の金額等）に関する不実告知、故意の不告知を禁止
 - ・ 威迫困惑行為を禁止
- **書類の閲覧等**
 - ・ 業務及び財産状況を記載した書類の備置き、預託者ごとに帳簿書類（契約書面の写し等）の作成及び保存
 - ⇒ 預託者は閲覧、謄写、交付の請求が可能

販売預託の原則禁止

- 販売預託に係る勧誘等及び契約の締結等を**原則禁止**
 - － 内閣総理大臣（消費者庁）の厳格な確認を受けた場合に限り、例外的に販売預託に係る勧誘等及び契約の締結等が可能
- 確認を受けずに締結等した契約は**無効**
確認を受けずに勧誘等又は契約の締結等をした場合は**行政処分及び罰則の対象**

＜過去に問題となった販売預託のスキーム＞



※ レンタルの実績や運用による利益はない。
※ 預かったとされる物品がほとんどない。

主な民事ルール

- **クーリング・オフ**
 - ・ 契約の締結時又は更新時に交付される書面の受領後の14日間は預託者は無条件に契約の解除が可能
- **中途解約権**
 - ・ クーリング・オフ期間の経過後も預託者は中途解約が可能

違反した場合は、**行政処分及び罰則の対象**